

■特定事業所加算、月の途中で転居しても算定可 厚労省

- ・厚生労働省は、訪問介護の「特定事業所加算」で中山間地域などに居住する利用者への対応実績を算定する際に、月の途中で利用者が中山間地域以外に転居した場合でもサービス提供の実績があれば、その月に算定できるという解釈を示した。
- ・特定事業所加算は、質の高い介護サービスを提供する事業所への評価。2024年度の介護報酬改定では、中山間地域などに居住する利用者への継続的なサービス提供が算定要件の1つとして新設された。
- ・厚労省が3月に出した24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)でも同様の取り扱いを示していたが、説明文が分かりにくく、誤解を招くという指摘があった。そのため11月11日付けで改めてQ&A (Vol.11)を出し、利用者が中山間地域などから転居した場合でも、その月に訪問介護サービスを行っていれば、サービス提供の実績として算定可能だとした。
- ・今回のQ&Aでは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターは、別法人も含めて複数の事業所の利用者や家族からの緊急連絡などを受けることも可能だとする考え方も示した。
- ・複数事業所のオペレーターを兼務する際は、市区町村がサービスの提供を適切に行えることと認める範囲内であることが前提で、利用者の心身の状況や置かれている環境など必要な情報を随時把握し、利用者からの連絡に適切に対応できる体制が確保されている必要がある。また、事業所間で結ぶ契約に基づき兼務を可能とし、契約で定められた時間帯のみ認められる。この取り扱いは、夜間対応型訪問介護でも同様だとしている。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.11) (令和6年11月11日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001330922.pdf>